

京 都 大 学 百 周 年 時 計 台 記 念 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 8 条 使用責任者は、使用の許可を受けた後において、使用日時を変更し、又は使用を<u>取り止める</u>場合は、速やかに総長に申し出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(施設使用料)</p> <p>第 1 1 条 使用責任者（第 3 条第 2 項第 1 号の行事で総長が別に定めるものを除く。）は、施設使用料を納付しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 8 条 使用責任者は、使用の許可を受けた後において、使用日時を変更し、又は使用を<u>取りやめる</u>場合は、速やかに総長に申し出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(施設使用料)</p> <p>第 1 1 条 使用責任者（第 3 条第 2 項第 1 号の行事で総長が別に定めるものを除く。<u>次条において同じ。</u>）は、施設使用料を納付しなければならない。</p> <p>(取消料)</p> <p><u>第 1 1 条の 2 使用責任者は、第 8 条に規定する当該施設の使用の取りやめに係る許可を受けた場合は、取消料を納付しなければならない。</u></p> <p>附 則（令和 7 年達示第 6 7 号）</p> <p>この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 8 年 3 月 1 日より前に申請がされている施行日以後の施設の使用の取りやめに係る取消料については、改正後の第 1 1 条の 2 の規定は適用しない。</p>